明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

○厚生省告示第百六十二号

保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第十九条第二項ただし書及び第二十一条第九条ただし書の規定に基づき、保険医療機関及び保険医療養担当規則第十九条第二項ただし書及び第二十一条第九条ただし書の厚生大臣が定める場合（平成六年三月厚生省告示第百十四号）の一部を次のように改正し、平成十二年四月一日から適用する。

平成十二年三月三十一日

厚生大臣　丹羽　雄哉

第一号(1)中「（平成六年三月厚生省告示第百十三号）」を「（平成十二年三月厚生省告示第八十六号）」に改め、第二号(1)中「都道府県知事」を「地方社会保険事務局長」に改める。

○厚生省告示第百六十三号

健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（平成六年三月厚生省告示第五十四号）に基づき、厚生大臣の定める入院患者数の基準、医師等の員数の基準及び入院基本料の算定方法（平成十二年三月厚生省告示第六十九号）の一部を次のように改正し、平成十二年四月一日から適用する。

平成十二年三月三十一日

厚生大臣　丹羽　雄哉

別表第五第四号中「過疎地域活性化特別措置法（平成二年法律第十五号）」を「過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）」に改める。

○厚生省告示第百六十四号

訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法（平成六年九月厚生省告示第二百九十六号）及び老人訪問看護療養費に係る指定老人訪問看護の費用の額の算定に関する基準（平成四年二月厚生省告示第二十九号）の規定に基づき、特別地域訪問看護加算に係る厚生大臣の定める地域を次のように定め、平成十二年四月一日から適用し、平成八年三月厚生省告示第四十号（特別地域訪問看護加算に係る厚生大臣の定める地域を定める件）及び平成八年三月厚生省告示第六十六号（老人訪問看護療養費に係る指定老人訪問看護の費用の額の算定に関する基準に基づく特別地域訪問看護加算に係る厚生大臣が定める地域を定める件）は、平成十二年三月三十一日限り廃止する。

平成十二年三月三十一日

厚生大臣　丹羽　雄哉

特別地域訪問看護加算に係る厚生大臣の定める地域は、次に掲げるとおりとする。

一　離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定により離島振興対策実施地域として指定された離島の地域

二　奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第一条に規定する奄美群島の地域

三　山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第七条第一項の規定により振興山村として指定された山村の地域

四　小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第二条に規定する小笠原諸島の地域

五　沖縄振興開発特別措置法（昭和四十六年法律第百三十一号）第二条第二項に規定する離島

六　過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域

○厚生省告示第百六十五号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ十七第二項の規定に基づき、入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準（平成六年八月厚生省告示第二百三十七号）の一部を次のように改正し、平成十二年四月一日から適用する。

平成十二年三月三十一日

厚生大臣　丹羽　雄哉

別表の1の注1及び注2中「都道府県知事」を「地方社会保険事務局長」に改める。

○厚生省告示第百六十六号

入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準（平成六年八月厚生省告示第二百三十七号）に基づき、入院時食事療養費の基準等（平成六年八月厚生省告示第二百三十八号）の一部を次のように改正し、平成十二年四月一日から適用する。

平成十二年三月三十一日

厚生大臣　丹羽　雄哉

第一号(四)及び(五)中「都道府県知事」を「地方社会保険事務局長」に改め、同号(六)を次のように改める。

(六)　厚生大臣の定める入院患者数の基準、医師等の員数の基準及び入院基本料の算定方法（平成十二年三月厚生省告示第百六十三号）に規定する基準のいずれにも該当していないこと。

第一号(七)並びに第二号(五)及び(六)中「都道府県知事」を「地方社会保険事務局長」に改め、同号(七)を次のように改める。

(七)　厚生大臣の定める入院患者数の基準、医師等の員数の基準及び入院基本料の算定方法（平成十二年三月厚生省告示第百六十三号）に規定する基準のいずれにも該当していないこと。

第二号(八)中「都道府県知事」を「地方社会保険事務局長」に改める。

○厚生省告示第百六十七号

介護保険法施行法（平成九年法律第百二十四号）の施行に伴い、及び健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十四条ノ五第四項第一号の規定に基づき、指定老人訪問看護事業者又は指定訪問看護事業者の指定を受けることができる者（平成四年二月厚生省告示第三十二号）を次のように改正し、平成十二年四月一日から適用する。

平成十二年三月三十一日

厚生大臣　丹羽　雄哉

題名中「指定老人訪問看護事業者又は」を削る。

第十四号中「指定老人訪問看護事業者又は」及び「老人訪問看護事業を行う事業所において指定老人訪問看護の事業を行う場合又は厚生大臣の認定に係る」を削り、「指定訪問看護の」を「指定訪問看護又は指定老人訪問看護の」に改める。

○厚生省告示第百六十八号

訪問看護療養に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法（平成六年九月厚生省告示第二百九十六号）の規定に基づき、厚生大臣の定める訪問看護療養費に係る訪問看護ステーションの基準（平成十年三月厚生省告示第四十八号）の一部を次のように改正し、平成十二年四月一日から適用する。

平成十二年三月三十一日

厚生大臣　丹羽　雄哉

第一号イ及びロ中「都道府県知事」を「地方社会保険事務局長」に、同号ハ中「健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）第四十七条の十一の二」を「指定訪問看護及び指定老人訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準（平成十二年厚生省令第八十号）第二条」に改める。

○厚生省告示第百六十九号

指定訪問看護及び指定老人訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準（平成十二年厚生省令第八十号）第十三条第二項第一号の規定に基づき、厚生大臣が定める指定訪問看護等を次のように定め、平成十二年四月一日から適用し、平成四年二月厚生省告示第三十一号（指定老人訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準第二十条第二項第一号の規定に基づき、厚生大臣が定める指定老人訪問看護を定める件）及び平成六年九月厚生省告示第三百号（厚生大臣が定める指定訪問看護を定める件）は、平成十二年三月三十一日限り廃止する。

平成十二年三月三十一日

厚生大臣　丹羽　雄哉

厚生大臣が定める指定訪問看護等

一　指定訪問看護及び指定老人訪問看護に要する平均的な時間を超える指定訪問看護及び指定老人訪問看護

二　訪問看護ステーションが定める営業日以外の日又は営業時間以外の時間における指定訪問看護及び指定老人訪問看護

○厚生省告示第百七十号

健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（平成六年三月厚生省告示第五十四号）第一号ただし書の規定に基づき、厚生大臣の指定する保険医療機関の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成十年十月厚生省告示第二百四十七号）の一部を次のように改正し、平成十二年四月一日から適用する。

平成十二年三月三十一日

厚生大臣　丹羽　雄哉

別表の1中「38,803点」を「39,680点」に改める。

別表の2中「区分A002の1に掲げる入院環境料（注1、注4、注5、注6及び注7に規定する加算を除く。）、同章区分A002の2に掲げる看護料（イの注2に規定する加算を除く。）、同章区分A003に掲げる入院時医学管理料（注2、1の注3及び1イ(1)の注に規定する加算を除く。）」を「第2部第1節入院基本料、同部第2節入院基本料加算（区分A200からA207まで、A210からA212まで、A214、A218からA221まで、A224及びA225に掲げる加算を除く。）」に改める。

別表の3中「区分A002の1に掲げる入院環境料の注1、注4、注5、注6及び注7、同章区分A002の2に掲げる看護料のイの注2並びに同章区分A003に掲げる入院時医学管理料の注2、1の注3及び1イ(1)の注に規定する加算」を「第2部第2節（区分A200からA207まで、A210からA212まで、A214、A218からA221まで、A224及びA225に掲げる加算に限る。）」に改める。

別表の4中「医科点数表により算定する。」の下に「ただし、第4節短期滞在手術基本料は算定できない。」を加える。

別表中5を次のように改める。

5　医科点数表第1章第2部第1節区分A100に掲げる一般病棟入院基本料1群入院基本料1を算定している保険医療機関の場合は、1日につき所定点数に103点を加算する。」

に改める。

別表中6を次のように改める。

6　削除

別表の7中「区分A002の1に掲げる入院環境料（加算については、注1、注4、注5、注6及び注7に規定する加算のみとする。）、同区分A002の2に掲げる看護料（加算については、イの注2に規定する加算のみとする。）及び同章区分A003に掲げる入院時医学管理料（加算については注2、1イの注3、1イの注1及び注2並びに1イ(1)の注に規定する加算のみとする。）」を「第2部第1節入院基本料及び同部第2節入院基本料加算（区分A200からA207まで、A210からA212まで、A214、A218からA221まで、A224及びA225に掲げる加算に限る。）」に改める。

別表の8中「区分A004」を「第2部第3節」に改める。

○厚生省告示第百七十一号

健康保険法（大正11年法律第七十号）第四十三条第四項（同法第四十三条ノ十七第九項並びに第四十四条第十三項及び第十四項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、厚生大臣ノ定ムル療養を次のように定め、平成十二年四月一日から適用する。

平成十二年三月三十一日

厚生大臣　丹羽　雄哉

厚生大臣ノ定ムル療養

一　介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十八条第一項第三号に規定する指定介護療養施設サービスを行う同法第七条第二十三項に規定する療養型病床群等に入院している要介護者（同法第七条第三項に規定する要介護者をいう。以下同じ。）の急性増悪等により、当該要介護者に対して緊急に行った療養（同法第四十八条第一項の規定に基づき施設介護サービス費を支給されるものを除く。）

二　病院である指定介護療養型医療施設（介護保険法第四十八条第一項第三号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。以下同じ。）であって療養病棟（健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（平成六年三月厚生省告示第五十四号。以下「健康保険の算定方法」という。）に規定する療養病棟をいう。）、老人病棟（老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準（平成六年三月厚生省告示第七十二号。以下「老人算定基準」という。）に規定する老人病棟をいう。）又は老人性痴呆疾患療養病棟（老人算定基準に規定する老人性痴呆疾患療養病棟をいう。）に該当する病棟の数が一であるもの及び診療所である指定介護療養型医療施設において、これらの病棟又は診療所の病室のうち、患者の性別ごとに各一つの病室（当該病室の病床数が四を超える場合においては、当該病室のうち四病床に限る。）を定め都道府県知事及び地方社会保険事務局長に届け出た場合について、当該届け出た病室に入院する者に対して行われる療養

三　健康保険の算定方法別表第二に掲げる療養（介護保険法第四十八条第一項の規定に基づき施設介護サービス費が支給されるものを除く。）

厚生大臣　丹羽　雄哉

健康保険の算定方法（平成六年三月厚生省告示第五十四号）に基づき、厚生大臣が定める場合は、別表第一の上欄に掲げる患者の区分に従い、同表の下欄に掲げる健康保険の算定方法に掲げる療養を行った場合とする。ただし、別表第二の上欄に掲げる療養に要する費用を算定する場合にあっては、同表の下欄に規定する算定方法による。

別表第一

患者の区分	健康保険の算定方法に掲げる療養
入院中以外の患者（要介護保険者等である患者（以下単に「患者」という。）のうち入院中以外のもの	別表第一第1章第1部、C005に掲げる在宅患者訪問看護・指導料、C008に掲げる在宅患者訪問栄養指導管理料、C009に掲げる在宅患者訪問薬剤管理指導料及びC010に掲げる在宅患者訪問薬剤管理指導料を除く。）及び同章第3部歯科衛生指導料（C000に掲げる在宅患者訪問口腔衛生指導料を除く。）並びに別表第二に掲げる在宅患者訪問薬剤管理指導料に係る表中区分C000（同表中区分14に掲げる在宅患者訪問薬剤管理指導料を除く。）により算定される療養
法第四十八条第一項第三号に規定する指定介護療養施設サービスを行う法第七条第二十三項に規定する療養型病床群等（介護保険法第七条第三項に規定する療養型病床群等をいう。以下同じ。）に入院している患者（介護療養型病床群等（老人性痴呆疾患療養病棟を除く。）に入院している患者をいう。以下同じ。）以外の病床群等（短期入所療養介護（老人保健法第四十条第一項第三号に規定する短期入所療養介護をいう。以下同じ。）を受けている患者を除く。）	別表第一第1章第2部及び同表第2章並びに別表第二により点数が算定されるべき療養
介護療養型病床群等（老人性痴呆疾患療養病棟を除く。）に入院している患者（介護療養型病床群等（老人性痴呆疾患療養病棟を除く。）に入院している患者を除く。）であって、短期入所療養介護（老人保健法第四十条第一項第三号に規定する短期入所療養介護をいう。以下同じ。）を受けている患者を含む。）	別表第一第2章第1部（同部中区分B001中10に掲げる入院栄養食事指導料、B001に掲げる退院前訪問指導料、B001-6に掲げる退院前訪問指導料、B008に掲げる薬剤管理指導料、B007に掲げる退院指導料、B009に掲げる診療情報提供料(A)（注1又は注2に係る場合に限る。）、B011に掲げる診療情報提供料(B)（注1に係る場合を除く。）、B011-10に掲げる診療情報提供料(C)及びB011-2に掲げる診療情報提供料(D)に係る区分E004イ、E004ロ及びE004ハ撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-2に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-3に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-4に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-5に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-6に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-7に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-8に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-9に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-10に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-11に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-12に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-13に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-14に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-15に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-16に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-17に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-18に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-19に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-20に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-21に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-22に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-23に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-24に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-25に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-26に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-27に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-28に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-29に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-30に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-31に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-32に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-33に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-34に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-35に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-36に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-37に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-38に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-39に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-40に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-41に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-42に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-43に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-44に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-45に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-46に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-47に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-48に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-49に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-50に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-51に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-52に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-53に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-54に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-55に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-56に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-57に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-58に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-59に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-60に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-61に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-62に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-63に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-64に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-65に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-66に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-67に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-68に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-69に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-70に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-71に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-72に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-73に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-74に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-75に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-76に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-77に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-78に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-79に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-80に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-81に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-82に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-83に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-84に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-85に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-86に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-87に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-88に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-89に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-90に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-91に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-92に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-93に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-94に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-95に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-96に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-97に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-98に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-99に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-100に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-101に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-102に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-103に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-104に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-105に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-106に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-107に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-108に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-109に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-110に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-111に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-112に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-113に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-114に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-115に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-116に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-117に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-118に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-119に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-120に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-121に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-122に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-123に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-124に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-125に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-126に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-127に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-128に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-129に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-130に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-131に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-132に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-133に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-134に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-135に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-136に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-137に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-138に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-139に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-140に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-141に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-142に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-143に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-144に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-145に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-146に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-147に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-148に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-149に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-150に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-151に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-152に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-153に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-154に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-155に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-156に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-157に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-158に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-159に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-160に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-161に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-162に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-163に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-164に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-165に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-166に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-167に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-168に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-169に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-170に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-171に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-172に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-173に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-174に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-175に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-176に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-177に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-178に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-179に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-180に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-181に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-182に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-183に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-184に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-185に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-186に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-187に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-188に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-189に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-190に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-191に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-192に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-193に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-194に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-195に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-196に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-197に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-198に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-199に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-200に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-201に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-202に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-203に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-204に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-205に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-206に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-207に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-208に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-209に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-210に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-211に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-212に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-213に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-214に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-215に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-216に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-217に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-218に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-219に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-220に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-221に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-222に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-223に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-224に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-225に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-226に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-227に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-228に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-229に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-230に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-231に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-232に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-233に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-234に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-235に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-236に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-237に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-238に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-239に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-240に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-241に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-242に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-243に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-244に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-245に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-246に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-247に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-248に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-249に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-250に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-251に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-252に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-253に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-254に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-255に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-256に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-257に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-258に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-259に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-260に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-261に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-262に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-263に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-264に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-265に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-266に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-267に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-268に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-269に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-270に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-271に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-272に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-273に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-274に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-275に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-276に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-277に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-278に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-279に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-280に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-281に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-282に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-283に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-284に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-285に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-286に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-287に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-288に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-289に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-290に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-291に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-292に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-293に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-294に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-295に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-296に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-297に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-298に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-299に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-300に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-301に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-302に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-303に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-304に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-305に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-306に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-307に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-308に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-309に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-310に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-311に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-312に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-313に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-314に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-315に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-316に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-317に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-318に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-319に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-320に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-321に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-322に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-323に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-324に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-325に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-326に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-327に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-328に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-329に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-330に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-331に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-332に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-333に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-334に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-335に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-336に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-337に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-338に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-339に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-340に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-341に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-342に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-343に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-344に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-345に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-346に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-347に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-348に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-349に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-350に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-351に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-352に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-353に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-354に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-355に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-356に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-357に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-358に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-359に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-360に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-361に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-362に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-363に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-364に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-365に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-366に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-367に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-368に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-369に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-370に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-371に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-372に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-373に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-374に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-375に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-376に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-377に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-378に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-379に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-380に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-381に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-382に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-383に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-384に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-385に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-386に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-387に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-388に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-389に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-390に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-391に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-392に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-393に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-394に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-395に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-396に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-397に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-398に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-399に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる撮影料を除く。）、B006-400に掲げる撮影料及び区分E001に掲げる

（備考）

一　この表において「法」とは、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）をいう。

二　この表において「老人算定基準」とは、老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準（平成六年三月厚生省告示第七十二号）をいう。

別表第二

療養	算定方法
健康保険の算定方法別表第一の第2章第1節区分B009に掲げる診療情報提供料(A)（注2に係る場合に限る。）が算定されるべき療養	同一月において、法第七条第十項に規定する居宅療養管理指導（医師が行う場合に限る。）を行い、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年二月厚生省告示第十九号）別表中5の居宅療養管理指導費（以下「居宅管理指導費」という。）を算定した患者については、算定できない。
健康保険の第2章第1節区分B009に掲げる診療情報提供料(A)（注2及び注5に係る場合に限る。）及びB001に掲げる診療情報提供料(C)が算定されるべき療養	健康保険の算定方法別表第一の第2章第1節区分B009に掲げる診療情報提供料(A)（注2及び注5に係る場合に限る。）及びB001に掲げる診療情報提供料(C)が算定されるべき療養
健康保険の算定方法別表第一の第2部第2節区分C005に掲げる在宅患者訪問看護・指導料が算定されるべき療養	同一月において、法第七条第十項に規定する居宅療養管理指導（医師が行う場合に限る。）を行い、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年二月厚生省告示第十九号）別表中5の居宅療養管理指導費（以下「居宅管理指導費」という。）を算定した患者については、算定できない。
健康保険の算定方法別表第一の第2部第2節区分C005に掲げる在宅患者訪問看護・指導料が算定されるべき療養	介護療養型病床群等（老人性痴呆疾患療養病棟の病床を除く。）に入院している患者のうち、短期入所療養介護を受けているものに係る場合に限り算定できる。
健康保険の算定方法別表第一の区分I005に掲げる入院集団精神療法及びI008に掲げる入院生活技能訓練療法が算定されるべき療養	末期の悪性腫瘍、特掲診療料の施設基準等（平成十二年三月厚生省告示第六十八号）別表第二に規定する状態等にある患者及び急性増悪により頻回の訪問看護が必要である患者に係る場合に限り算定できる。
健康保険の算定方法別表第二の第2章第1節区分B009に掲げる診療情報提供料(A)（注2に掲げる場合に限る。）が算定されるべき療養	同一日に、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年二月厚生省告示第二十号）別表第一の3ハ(4)の特定診療費として掲げる精神科作業療法又は痴呆性老人入院精神療法を算定すべき療養を行い、当該特定診療費を算定した患者については、算定できない。
健康保険の算定方法別表第二の第2章第1節区分B009に掲げる診療情報提供料(A)（注2に掲げる場合に限る。）が算定されるべき療養	同一月において、法第七条第十項に規定する居宅療養管理指導（歯科医師が行う場合に限る。）を行い、居宅療養管理指導費を算定した患者については、算定できない。
健康保険の第2章第1節区分B009から13までに掲げる薬剤服用歴管理・指導料、薬剤情報提供料1及び2並びに長期投薬特別指導料が算定されるべき療養	同一月において、法第七条第十項に規定する居宅療養管理指導（薬剤師が行う場合に限る。）を行い、居宅療養管理指導費を算定した患者については、算定できない。

（備考）

この表において「法」とは、介護保険法をいう。

○厚生省告示第百七十三号

老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）第三十条第一項、第三十一条の二第四項及び第三十一条の三第三項の規定に基づき、老人保健法の規定による医療並びに入院時食事療養費及び特定療養費に係る療養の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年一月厚生省告示第十四号）の一部を次のように改正し、平成十二年四月一日から適用する。ただし、同日前に行われた医療並びに入院時食事療養費及び特定療養費に係る療養の取扱い及び担当については、なお従前の例による。

平成十二年三月三十一日

厚生大臣　丹羽　雄哉

第三条第二項中「法第六条第四項に規定する老人保健施設（以下「老人保健施設」という。）」を「介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七条第二十二項に規定する介護老人保健施設（以下「介護老人保健施設」という。）」に、「老人保健施設の施設及び設備、人員並びに運営に関する基準（昭和六十三年厚生省令第一号）第十六条の規定により当該老人保健施設がその者に対して交付した文書」を「健康手帳」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（要介護被保険者等の確認）

第三条の二　保険医療機関等は、患者に対し、訪問看護、訪問リハビリテーションその他の介護保険法第七条第五項に規定する居宅サービスに相当する医療を行うに当たつては、同法第十二条第三項に規定する被保険者証の提示を求めるなどにより、当該患者が同法第六十二条に規定する要介護被保険者等であるか否かの確認を行うものとする。

第七条の二中「法第四十六条の五の二第一項に規定する指定老人訪問看護事業者」を「健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十四条ノ四第一項に規定する指定訪問看護事業者及び介護保険法第四十一条第一項本文の規定による指定居宅サービス事業者（訪問看護事業を行うものに限る。）」に、「指定老人訪問看護（法第四十六条の五の二第一項に規定する指定老人訪問看護」を「指定老人訪問看護等（法第四十六条の五の二第一項に規定する指定老人訪問看護及び介護保険法第四十一条第一項本文の指定に係る同法第七条第五項に規定する居宅サービス（同条第八項に規定する訪問看護に限る。）」に改める。

第十九条の四第一項及び第二項中「老人保健施設」を「介護老人保健施設」に改める。

第十九条の五の見出し中「指定老人訪問看護」を「指定老人訪問看護等」に改め、同条第一項中「老人訪問看護指示書」を「訪問看護指示書」に、「老人訪問看護ステーション」を「訪問看護ステーション」に、「指定老人訪問看護事業者」を「指定訪問看護事業者」に、「当該指定に係る老人訪問看護事業等」に改め、同条第二項中「老人訪問看護指示書」を「訪問看護指示書」に、「老人訪問看護ステーション」を「訪問看護ステーション」に、「指定老人訪問看護等」に改める。

第二十条第一号八中「老人保健施設」を「介護老人保健施設」に改める。

第二十一条第一号八中「行う。」の下に「この場合において、施設入所者に対する往診は、当該介護老人保健施設の医師との連携に配慮して、適切に行わなければならない。」を加える。

第二十六条の三を第二十六条の四とし、第二十六条の二を第二十六条の三とし、第二十六条の次に次の一条を加える。

（要介護被保険者等の確認）

第二十六条の二　保険薬局は、患者に対し、居宅療養管理指導その他の介護保険法第七条第五項に規定する居宅サービスに相当する医療を行うに当たつては、同法第十二条第三項に規定する被保険者証の提示を求めるなどにより、当該患者が同法第六十二条に規定する要介護被保険者等であるか否かの確認を行うものとする。

○厚生省告示第百七十四号

老人保健法の規定による医療並びに入院時食事療養費及び特定療養費に係る療養の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年一月厚生省告示第十四号）に基づき、療担基準の規定に基づき厚生大臣が定める事項等（平成六年三月厚生省告示第百二十二号）の一部を次のように改正し、平成十二年四月一日から適用する。ただし、同日前に行われた医療並びに入院時食事療養費及び特定療養費に係る療養の取扱い及び担当については、なお従前の例による。

平成十二年三月三十一日

厚生大臣　丹羽　雄哉

第三号中「第1章」を「第1章第1部第1節」に、「区分A000の注8」を「区分A000の注5」に、「区分A001の注7」を「区分A001の注3」に、「老人初診料の注7」を「老人初診料の注3」に、「老人再診料の注6」を「同章第1部第2節に規定する老人再診料の注2」に改める。

○厚生省告示第百七十五号

老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）第二十五条第六項（同法第三十一条の二第十項並びに第三十一条の三第九項及び第十項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、厚生大臣が定める療養を次のように定め、平成十二年四月一日から適用する。

平成十二年三月三十一日

厚生大臣　丹羽　雄哉